

令和4年度

業務説明書（公示用）

役務名 屯田川ほか24河川 量水標設置業務

札幌市下水道河川局事業推進部

役務名 屯田川ほか24河川 量水標設置業務

一金 総委託費 _____ 円

内訳 設計委託費 _____ 円
※上記「設計委託費」は、別添積算書(見積参考)の「設計業務価格」によるものとする。

消費税等相当額 _____ 円

役 務 説 明

1 役務の概要

量水標は水位観測施設において水位を目視観測するための設備であり、水位計故障の際や水防活動時にも水位確認が可能となる。本業務は経年劣化した12箇所の量水標を更新し、未設置の施設23箇所についても新規設置するものである。

2 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日までとする。

3 仕様書等

札幌市土木工事共通仕様書、その他関係資料および特記仕様書による。

4 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、契約締結後に次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届（様式4）
- (2) 主任技術者等指定通知書（様式5）
- (3) 業務日程表（様式6）
- (4) 業務計画書

5 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届（様式9）
- (2) 仕様書等に定める成果物

屯田川ほか 24 河川 量水標設置業務

特記仕様書

1 業務の目的

量水標は水位観測施設において水位を目視観測するための設備であり、水位計故障の際や水防活動時にも水位確認が可能となる。本業務は経年劣化した 12 箇所量の量水標を更新し、未設置の施設 23 箇所についても新規設置するものである。

2 業務の概要

量水標設置	97.2m (35 箇所)
量水標撤去	37.9m (12 箇所)
足場工	一式

3 履行場所

札幌市内
(別紙位置図のとおり)

4 履行期間

契約締結日から令和 5 年 1 月 31 日 (火) まで

※ 本業務の着手日は、令和 4 年 9 月 14 日と想定して履行期間の設定及び積算を行っているが、契約後の着手日が想定した日と異なったとしても設計変更の対象としない。

5 仕様書等

契約約款および本仕様書に記載されていない事項については、担当職員の指示によるほか、以下の仕様書等に準じること。

- 札幌市土木工事共通仕様書
- その他関係する指針、要領等

6 提出書類

受託者は、契約締結後に、以下の関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

- 業務着手届
- 主任技術者等指定通知書
- 業務日程表
- 業務計画書

7 主任技術者等

本業務の実施に当たり、受託者は主任技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

8 業務内容

(1) 作業計画

業務計画書を作成し提出すること。

(2) 現地調査

- ア 現地調査は量水標の設置箇所及び延長等を確定することを目的とする。
- イ 各設置箇所の条件は別表による。
- ウ 設置箇所等は現地調査結果より、監督員と協議のうえ決定する。
- エ 量水標の標高を決定するため、設置箇所に付帯している水準点より水準測量を行う。

(3) 量水標撤去

- ア 撤去箇所及び数量は別表による。
- イ 河床からの高さ 2m以上の量水標を撤去する場合は足場設置を見込んでいる。
- ウ 既設量水標を外し、既設アンカーを切断すること。
- エ 既存量水標を撤去した際に発生した廃材は 6 線幹道排水水門付近（白石区東米里 2598 番 1 外）の塵芥堆積場に運搬すること。

(4) 量水標設置

- ア 設置箇所及び数量は別表による。
- イ 河床からの高さ 2m以上に量水標を設置する場合は足場設置を見込んでいる。
- ウ 量水標はアルミ板（12cm×2mm）をアンカーボルトを用いて設置する。
- エ 水替えが必要な場合は委託者と協議すること。

(5) 報告書作成

- ア 報告書
 - イ 写真帳
- なお、報告書は製本 1 部・電子データ 1 部を提出すること。

9 環境配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- ①電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ②ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ③両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ④自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ⑤業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライ

ン指定品を使用すること。

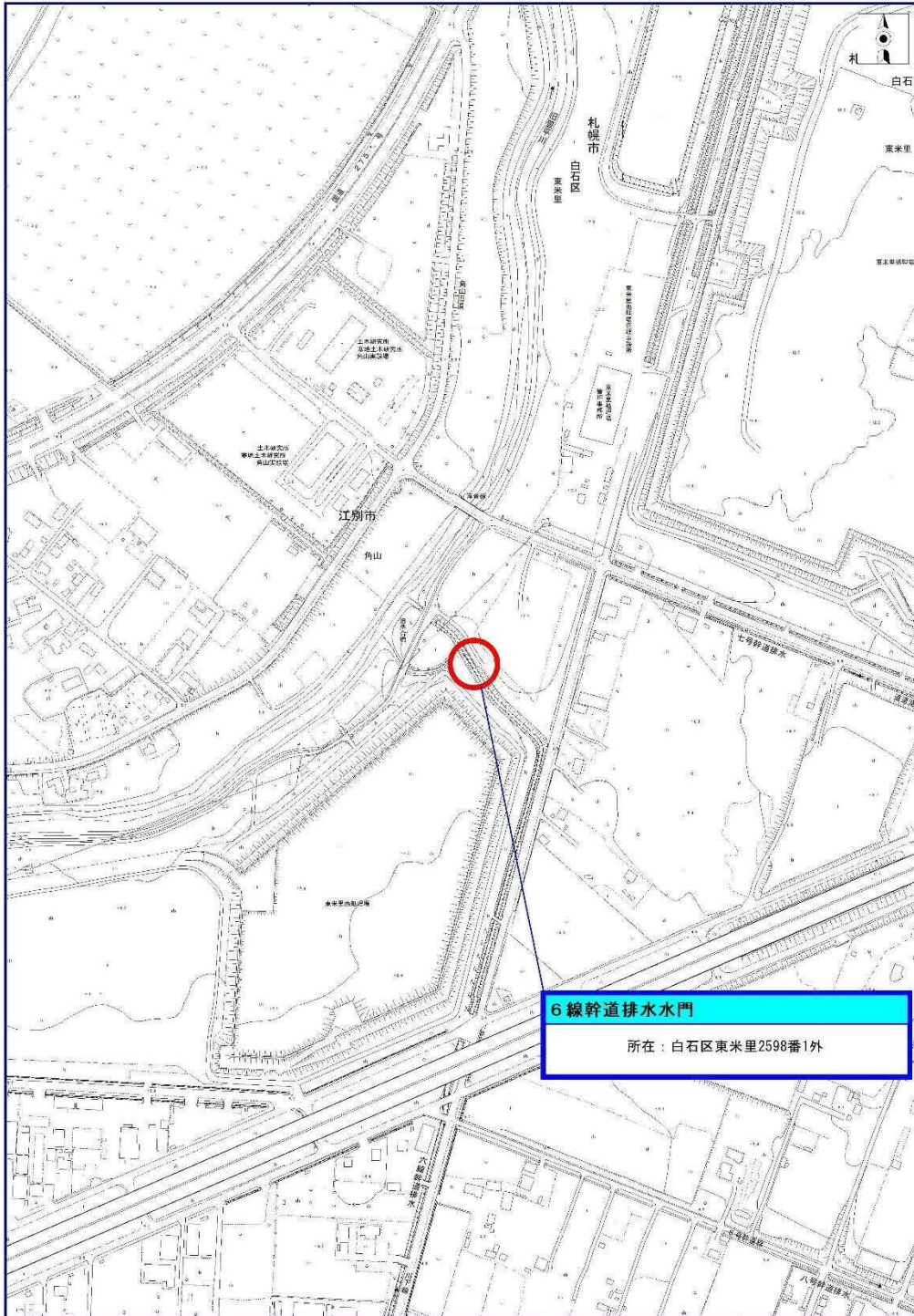
- ⑥業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

10 廃材の運搬場所

廃材の運搬場所を以下に示す。

- 6線幹道排水水門付近の塵芥堆積場（白石区東米里2598番1外）

救急排水施設（6線幹道排水水門）



1 1 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

1 2 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

業 務 着 手 届

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住所)

受託者

(氏名)

印

下記業務（役務）は 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

様式5 主任技術者等指定通知書（役務用）

<h2 style="margin: 0;">主任技術者等指定通知書</h2>		
年 月 日		
札幌市長 秋元 克広 様		
(住所)		
受託者		
(氏名)		
役務番号	役務の名称	
上記業務（役務）に係る主任技術者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考

- ・ 「区分」欄には、業務内容に応じ「主任技術者」、「主任設計者」、「照査技術者」等と、それぞれ記載すること。
- ・ 共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。
- ・ 技術者等と請負人との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

(別紙) 技術者経歴書 (役務用)

主任技術者 経歴書

現住所				
氏名		生年月日	年 月 日	
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻学科	
	年 月			
職歴	年 月	入社 (年 月退職)		
	年 月	入社		
技術資格	年 月	取得No.		
	年 月	取得No.		
主要業務経歴	業務名		受託金額 (千円)	履行期間
	直前1年分			年 月 年 月
	直前2年分			年 月 年 月
				年 月 年 月
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 (印)				

注1) ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

注2) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

業 務 日 程 表

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住 所)

受託者

(氏 名)

印

下記業務（役務）について、別紙日程をもって履行します。

記

- 1 役務番号 第 号
- 2 役務の名称
- 3 履行期間 着 手 平成 年 月 日
 完 了 平成 年 月 日

別表

	観測所名	河川名	取付位置上部から河床までの延長(m)	量水標設置延長(m) 勾配無	量水標設置延長(m) 勾配有	量水標撤去延長(m)	足場設置 垂直	足場設置 傾斜	勾配	見積条件
1	屯田川	屯田川	2.9	2.0		2.9	1段		垂直	撤去有、水深0.95m、コンクリート
2	屯田川左岸堤内排水	屯田川	1.7	1.2			無		垂直	水深0.55m、コンクリート
3	屯田川右岸堤内排水	屯田川	2.5	1.3			1段		垂直	水深1.25m、コンクリート
4	東屯田川 樋門	東屯田川	1.3	1.0		1.3	無		垂直	撤去有、水深0.50m、コンクリート
5	東屯田川 遊水地	東屯田川	1.6	1.4			無		垂直	水深0.30m、コンクリート
6	篠路川	篠路川	2.8		3.2			無	2割勾配	水深1.30m、連節ブロック
7	拓北川	拓北川	2.7	2.5			1段		垂直	水深0.25m、コンクリート
8	烈々布排水	烈々布排水	3.1	2.8		3.1	1段		垂直	撤去有、水深0.40m、コンクリート
9	雁来新川	雁来新川	1.7		2.2			無	2割勾配	水深0.50m、法枠コンクリート護岸
10	中沼中央川	中沼中央川	1.8		2.2			無	2割勾配	水深0.95m、コンクリート
11	伏籠川	伏籠川	3.6		5.8			無	2割勾配	水深0.60m、コンクリート
12	6線幹道排水上流	6線幹道排水	2.0	1.2			無		垂直	水深1.00m、道路ボックス橋（コンクリート）に設置
13	6線幹道排水外水	6線幹道排水	3.2	2.0		3.2	1段		垂直	撤去有、水深1.35m、コンクリート
14	6線幹道排水内水	6線幹道排水	3.2	2.0		3.2	1段		垂直	撤去有、水深1.35m、コンクリート
15	7線幹道排水上流	7線幹道排水	1.6	1.2			無		垂直	水深0.60m 道路ボックス橋（コンクリート）に設置
16	7線幹道排水外水	7線幹道排水	3.8	3.4		2.4	1段		垂直	撤去有、水深0.60m、コンクリート
17	7線幹道排水内水	7線幹道排水	4.0	3.6		2.4	1段		垂直	撤去有、水深0.60m、コンクリート
18	三里川下流	三里川	3.1	3.1			1段		垂直	水深0.10m、コンクリート
19	三里川上流	三里川	2.3		2.6			1段	5分勾配	水深0.05m、コンクリート
20	界川	界川	1.6		1.7			無	3分勾配	水深0.05m、コンクリート
21	円山川	円山川	1.4		1.5			無	3分勾配	水深0.05m、石積護岸
22	琴似川上流	琴似川	1.6		1.7			無	3分勾配	水深0.05m、コンクリート
23	琴似川下流	琴似川	4.3		4.0			2段	5分勾配	水深0.40m、積ブロック
24	追分川	追分川	1.4	1.3			無		垂直	鋼矢板、水深0.10m
25	手稲土功川下流(内水)	手稲土功川	5.2	5.1		5.2	2段		垂直	撤去有、水深0.30m、コンクリート
26	手稲土功川下流(外水)	手稲土功川	7.3	7.2		7.3	3段		垂直	撤去有、水深0.30m、コンクリート
27	厚別排水機場	旧豊平川	3.0	3.0		3.0	1段		垂直	撤去有、水深0.15m、コンクリート
28	山本排水機場	4線幹道排水	4.2	4.2		1.6	2段		垂直	撤去有、水深0.10m程度、コンクリート
29	米里排水機場	米里幹線排水	3.9	3.9			1段		垂直	水深0.10m程度、コンクリート
30	北白石川	北白石川	2.8	2.8			1段		垂直	鋼矢板、水深0.10m
31	山本川	山本川	2.3		3.3	2.3		無	2割勾配	撤去有、水深0.35m、コンクリート、排水口
32	精進川	精進川	1.9		1.8			無	3分勾配	水深0.25m、コンクリート
33	西岡水源池	月寒川	2.1	2.0			無		垂直	水深0.20m、量水標を2分割、上部設置部要勾配確認
34	丘珠川	丘珠川	2.6		4.0			無	2割勾配	水深0.40m、連節ブロック
35	モエレ中野川	モエレ中野川	3.2		5.0			無	2割勾配	水深1.00m、コンクリート、排水口
	合計			58.2	39.0	37.9	1段：12箇所 2段：2箇所 3段：1箇所	1段：1箇所 2段：1箇所 3段：0箇所		

※水深は冬期（12月）の水位から想定している。その水位時に量水標の下部設置位置が水面下-0.20m以内になるように設定